

証券コード 9250
(発送日) 2024年2月13日
(電子提供措置開始日) 2024年2月7日

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内一丁目1番1号
パレスビル5階
株 式 会 社 G R C S
代表取締役社長 佐々木 慈和

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.grcs.co.jp/ir/stock/meeting>

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、「第19回定時株主総会」よりご確認ください。)



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「GRCS」又は「コード」に当社証券コード「9250」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年2月27日（火曜日）午後7時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日時 2024年2月28日(水曜日) 午前10時
2. 場所 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 三菱ビル10階
コンファレンススクエア エムプラス グランド
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項
報告事項

1. 第19期(2022年12月1日から2023年11月30日まで)
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第19期(2022年12月1日から2023年11月30日まで) 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案

取締役5名選任の件

第2号議案

当社取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額
及び内容決定の件

4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)

- (1) 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主様には一律に、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
- ① 「連結注記表」
 - ② 「個別注記表」
- したがって、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



インターネットによる議決権行使のご案内

行使
期限

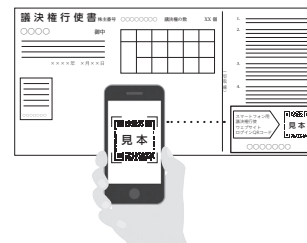
2024年2月27日（火曜日）
午後7時入力完了分まで

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

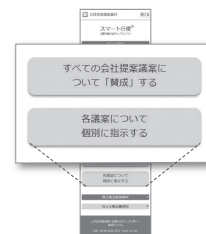
- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。



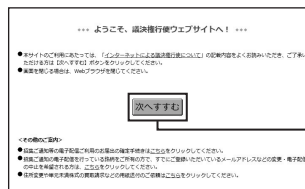
※議決権行使書用紙はイメージです。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

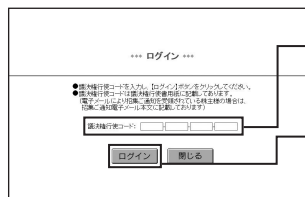
<https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

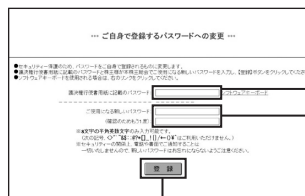
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 9：00～21：00）

事業報告

(2022年12月1日から
2023年11月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果により景気は緩やかに回復しております。しかしながら、世界的な金融引き締めに伴う中国経済の先行き懸念、物価の高騰や金融資本市場の変動等の影響に注意が必要な状況であります。

当社グループが属する事業環境においては、サプライチェーンマネジメントの整備やESG投資・SDGs推進を考慮したリスクマネジメントへの取組みが進む等、GRC及びセキュリティ領域への対応に関心が高まる状況となりました。

このような環境の中、当社グループは、持続的な企業成長を支えていくため「進化に、加速を。」をミッション、「世の中を、テクノロジーでシンプルに。」をビジョンに掲げ、複雑に変化し続ける世の中で直面する多種多様なリスクへ敏感に迅速に対処するために常に新しいことに挑戦し、進化し続け社会的価値の向上に取り組んでおります。

2023年11月期において、GRCソリューション・プロダクトでは、当初想定していたパートナー企業（販売先）経由の大型案件を失注いたしました。また、人材を積極採用し労務費が概ね計画通り推移した一方で、育成に時間を要し収益化できず稼働率が低下いたしました。フィナンシャルテクノロジーでは、一部案件の受注時期が翌期にズレ込む状況となりました。これらが要因となり売上高は前期実績を上回ったものの、期初の計画を下回りました。

利益面においては、金融テクノロジーソリューション事業の譲受により売上原価を低減し、売上高総利益率を改善することができたものの、稼働率の低下、M&Aに関連するアドバイザー費用の計上、為替差損の計上、繰延税金資産の取崩し等が利益率を押し下げ、各段階利益が期初の計画を下回りました。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高2,783,909千円（前期比16.0%増）、売上総利益791,942千円（同81.4%増）、営業損失145,537千円（前期は営業損失187,526千円）、経常損失173,284千円（前期は経常損失187,299千円）、親会社株主に帰属する当期純損失280,157千円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失209,019千円）となりました。

なお、当社グループはGRCソリューション事業の単一セグメントであり、セグメント別の記載を省略しておりますが、事業部門別の売上高を示すと次のとおりであります。

事業部門別売上高

事業区分	第18期 (2022年11月期) (前連結会計年度)		第19期 (2023年11月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	増減額	増減率
ソリューション部門	2,287,836千円	95.4%	2,556,623千円	91.8%	268,786千円	11.7%
プロダクト部門	111,078	4.6	227,286	8.2	116,207	104.6
合計	2,398,915	100.0	2,783,909	100.0	384,994	16.0

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は28,397千円であり、その主なものは事業譲受による香港支店設立に伴う設備費用16,124千円でありませ

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 他の会社の事業の譲受の状況

当社は、2023年1月16日を効力発生日として、EOS Software Limitedより金融テクノロジーソリューション事業を譲受いたしました。

当社は、2023年11月1日を効力発生日として、f j コンサルティング株式会社よりPCI DSS関連事業を譲受いたしました。

(2) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 16 期 (2020年11月期)	第 17 期 (2021年11月期)	第 18 期 (2022年11月期)	第 19 期 (当連結会計年度) (2023年11月期)
売 上 高 (千円)	－	－	2,398,915	2,783,909
経 常 損 失 (△) (千円)	－	－	△187,299	△173,284
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) (千円)	－	－	△209,019	△280,157
1株当たり当期純損失 (△) (円)	－	－	△160.60	△218.52
総 資 産 (千円)	－	－	1,500,497	1,434,430
純 資 産 (千円)	－	－	481,703	218,118
1株当たり純資産 (円)	－	－	347.19	134.63

(注) 第18期より連結計算書類を作成しているため、第17期以前の状況は記載しておりません。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第 16 期 (2020年11月期)	第 17 期 (2021年11月期)	第 18 期 (2022年11月期)	第 19 期 (当事業年度) (2023年11月期)
売 上 高 (千円)	1,431,849	1,758,422	2,221,351	2,441,953
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	22,476	100,171	△201,492	△210,229
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	46,396	143,869	△207,912	△299,361
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	40.03	122.81	△159.75	△233.50
総 資 産 (千円)	599,437	1,273,618	1,346,519	1,289,336
純 資 産 (千円)	110,865	751,852	445,826	154,808
1株当たり純資産 (円)	95.66	574.13	348.05	120.54

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第18期の期首から適用しており、第18期以降に係る各数値については当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 の 内 容
株式会社バリュレイト	10,000千円	70.0%	人材採用強化支援事業 プロジェクト支援事業

(注) 当事業年度末日における特定子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

① 顧客基盤の更なる拡大

外部環境の変化に伴い様々なリスクに直面している企業に対して、事業展開を計画しております。現状のビジネス規模を維持拡大していくために、当社グループの各サービスのクロスセルを行うことによって既存顧客との取引拡大を図りつつ、営業体制を強化し新規顧客の開拓に努めてまいります。

② サービス競争力の向上

サービスラインに準拠した組織体制作りを行っております。各プロジェクトリーダーを中心に、サービス強化の方向性について検討するとともに、各サービスの競争力向上に向けた施策に取り組み、多様化する顧客ニーズに対応してまいります。

③ プロジェクトマネジメント能力及び品質管理体制の強化

幅広い業種の様々なリスクに対して効果的にサービスを創出していくためには、組織全体としてのプロジェクトマネジメント能力の強化が必要と認識しております。プロジェクトの全ての局面(計画・設計から導入まで)におけるマネジメント技法の更なる洗練及び標準化を推進するとともに、プロジェクトレビューの充実などを通じ、プロジェクト遂行上発生する課題に予防的に対応し、常に一定水準以上の品質を維持管理できる体制構築を進めてまいります。

④ パートナー企業（外注先）との関係性強化

全てのプロジェクトについて社内人員のみで対応するのではなく、プロジェクトの内容や局面に応じて、専門性やコスト面も考慮して選定した適切なパートナー企業（外注先）にプロジェクトへ参画していただいております。プロジェクトの成功のためには、スキル要件を満たしているだけでなく、継続取引先として信頼感があるパートナー企業（外注先）から、タイムリーにリソースの提供を受けることが不可欠であり、これを可能にすべく、適切なプロセスを経て選定されたパートナー企業（外注先）との関係性強化に取り組んでまいります。

⑤ 優秀な人材の確保及び育成

積極的に事業規模及び事業領域を拡大していく上で、人材が最も重要な経営資源であると考えております。当社グループが展開するサービスでは、プロジェクトに参画し顧客に対し適切なサービスを提供し、顧客ニーズに応じて様々な提案型営業やコンサルティングができる、質の高い人材が必要であり、積極的な採用活動を行いながら、社内における教育基盤(人材育成プラン)や人事評価制度を整備し、研修やプロジェクトの現場を通じた、優秀な人材を育成し、定着化させていく仕組み作りを進めてまいります。

⑥ 内部管理体制及びコーポレート・ガバナンスの強化

今後の更なる事業拡大に向けて、会社規模に応じた適切な内部管理体制の整備を進めるとともに、運用面の徹底を推進し、実効性のある、効率的かつ信頼性の高い組織基盤を構築・運用してまいります。また、社外のステークホルダーとも緊密な関係を維持し、会社運営の透明性を高めるなど、コーポレート・ガバナンスの強化にも取り組んでまいります。

⑦ 財務基盤の強化

継続的にサービスを提供し、サービスメニューの拡充や新しい技術を取り入れていくために、手許資金の流動性確保や金融機関との良好な取引関係が重要であると考えております。このため、一定の内部留保の確保や費用対効果の検討による各種コストの見直しを継続的に行うことで、財務基盤の強化を図ってまいります。

⑧ 2期連続の営業損失の発生

人材を積極採用し労務費が概ね計画通り推移した一方で、育成に時間を要し収益化できず稼働率が低下、フィナンシャルテクノロジー案件の受注時期の延期により前連結会計年度より2期連続して営業損失が発生したことから、継続企業の前提に関する疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと認識しております。しかしながら、2024年11月期の連結業績においては稼働率の向上及び確実な案件の受注により営業利益黒字化達成を見込んでいるとともに、当面の資金繰りに懸念はありません。

(5) 主要な事業内容 (2023年11月30日現在)

当社グループは、外部環境の変化に伴う企業課題を解決するため、GRC及びセキュリティの視点に着目し、テクノロジーを活用した管理強化・業務効率化に取り組んでおります。

当社グループは、GRCソリューション事業の単一セグメントであります。以下のとおりサービス内容により、ソリューション部門及びプロダクト部門に区分しております。

事業部門	サービス名	内容
ソリューション部門	GRCソリューション	自社開発プロダクトを含めたGRC関連ツールの設計や構築等の導入支援を行い、全社的なリスク、外部委託先、プライバシー保護、セキュリティインシデント等に係る情報管理の効率化を図り、全社横断的な情報の把握・管理を可能にしております。
	セキュリティソリューション	多様化するサイバー攻撃、情報漏洩やセキュリティ事故等のリスクから企業を守るため、ITセキュリティの設計、規程・ポリシーの構築、分析・管理・監査・診断等の各種コンサルティングを行っております。また、セキュリティプロダクトの設計・構築等の導入支援やISMS認証等の規格認証の取得支援を併せて行っております。
	フィナンシャルテクノロジー	金融業界のフロント領域のサービスとして、金融テクノロジーに関するシステム分析、コンサルティング、デザイン、開発、実装等をフルレンジで提供しております。また、バイリンガルのスタッフによる、24時間365日のシステムサポートサービスを行っております。
プロダクト部門	GRCプロダクト	自社開発プロダクト又は他社プロダクトにより、GRCに関わる「運用」課題の解決、個人情報の管理やセキュリティ事故の防止等、GRC及びセキュリティに特化したプロダクトを提供しております。

(注) フィナンシャルテクノロジーはソリューション部門及びプロダクト部門のサービスを含んでおります。

(6) 主要な事業所（2023年11月30日現在）

① 当社

本 社	東京都千代田区
香 港 支 店	中華人民共和国香港特別行政区

（注）2023年7月3日付で香港支店を新設いたしました。

② 子会社

株式会社バリュレイト	東京都千代田区
------------	---------

(7) 従業員の状況（2023年11月30日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事 業 区 分	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
GRCソリューション及び セキュリティソリューション	124名	8名増
GRCプロダクト	15	4名増
フィナンシャルテクノロジー	39	2名増
全社（共通）	24	13名増
合 計	202	27名増

（注）1. 上記従業員数には、臨時雇用者は含んでおりません。なお、臨時雇用者の総数が従業員数の100分の10未満のため記載を省略しております。

2. 当社はGRCソリューション事業の単一セグメントであるため、事業部門別の従業員数を記載しております。
3. 従業員数が前連結会計年度末と比べて27名増加しましたのは、主として事業拡大を目的として採用活動を積極的に行ったためであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
185名	28名増	39.3歳	2.6年

- (注) 1. 上記従業員数には、臨時雇用者は含んでおりません。なお、臨時雇用者の総数が従業員数の100分の10未満のため記載を省略しております。
2. 従業員数が前事業年度末と比べて28名増加したのは、主として事業拡大を目的として採用活動を積極的に行ったためであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年11月30日現在)

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	143,322千円
株式会社岩手銀行	100,000
株式会社三菱UFJ銀行	95,084
株式会社東北銀行	79,996
株式会社商工組合中央金庫	71,185

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2023年11月30日現在）

(1) 発行可能株式総数 4,600,000株

(2) 発行済株式の総数 1,314,130株

(注) 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は4,330株増加しております。

(3) 株主数 1,258名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
合同会社Trojans	450,000株	35.0%
塚本拓也	83,000	6.5
佐々木慈和	70,100	5.5
板倉聡	60,000	4.7
auカブコム証券株式会社	46,000	3.6
田中郁恵	40,000	3.1
稲津暢	20,000	1.6
BNYGCMCLIENTACCOUNT JPRD ACISG (FE-AC)	17,800	1.4
JPモルガン証券株式会社	17,600	1.4
株式会社SBI証券	15,300	1.2

(注) 1. 当社は、自己株式を29,800株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 合同会社Trojansの持株数のうち、信託業務にかかる株式数は次のとおりであります。

三井住友信託銀行株式会社 250,000株

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

区分	第2回新株予約権
発行決議日	2021年2月26日
新株予約権の数	24,300個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式24,300株 (新株予約権1個につき1株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価格	新株予約権1株当たり2,000円 (1株当たり2,000円)
権利行使期間	2023年3月1日から2031年2月28日まで
行使の条件	(注) 1
役員の保有状況	新株予約権の数 3,000個 目的となる株式数 3,000株 保有者数 1名

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役又は従業員のいずれかの地位を保有していることとする。但し、当社の取締役の任期満了による退任、当社の従業員の定年による退職、その他当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
 - ② 新株予約権者は、当社の新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場し、かつ上場日以後6ヶ月間を経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。但し、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
 - ③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
 - ④ 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
2. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株であります。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2023年11月30日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	佐々木 慈和	—
取 締 役	塚本 拓也	ビジネストランスフォーメーション部長 株式会社バリュレイト 取締役
取 締 役	田中 郁恵	管理部長 株式会社バリュレイト 取締役
取 締 役	久保 恵一	株式会社Success Holders 社外取締役
取 締 役	山野 修	サイバーリーズン合同会社 代表執行役員社長
取 締 役	古川 徳厚	グロースパートナーズ株式会社 代表取締役 日本パワーファスニング株式会社 社外取締役 株式会社プロレド・パートナーズ 社外取締役
常勤監査役	大泉 浩志	株式会社バリュレイト 社外監査役
監 査 役	島田 容男	コンピタント税理士法人 代表社員 株式会社ヒューマンクリエイションホールディングス 社外取締役 東京インフラ・エネルギー投資法人 監督役員
監 査 役	伊賀 志乃	ホワイト&ケース法律事務所弁護士

- (注) 1. 取締役 久保恵一氏、山野修氏及び古川徳厚氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 大泉浩志氏、島田容男氏及び伊賀志乃（弁護士職務上の氏名 朝山志乃）氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役 大泉浩志氏は、複数企業の監査役を歴任し、監査全般に関する豊富な経験と知識を有しております。
4. 監査役 島田容男氏は、公認会計士及び税理士として長年企業等の会計業務に携わっており、財務及び会計に関する豊富な知識・経験を有しております。
5. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社は執行役員制度を導入しております。2023年11月30日現在の執行役員は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
執行役員	徳 永 拓	GRCプラットフォーム部長
執行役員	望 月 淳	GRCセキュリティ本部長
執行役員	Tse Man Chun	フィナンシャルテクノロジー部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び各監査役との間には、会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役がその職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項が定める最低責任限度額を限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなります。なお、全ての保険料を当社が負担しております。

但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法に利益又は便宜を得た場合や法令に違反することを認識しながら行った行為の場合には填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は取締役会において、役員報酬等の額の決定に関する方針を定めており、その内容は報酬総額の限度内において、経営内容、世間水準、社員給与等のバランス及び責任の度合等を考慮して定めることとしております。

各取締役の報酬額については、任意の報酬委員会の審議・答申に基づき取締役会で決議しております。任意の報酬委員会は、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与について、各取締役の役割、貢献度及び業績評価等を審議し、取締役会へ答申いたします。

各監査役の報酬は株主総会が決定する報酬総額の限度内において監査役の協議により決定しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	52,662千円 (6,600)	52,662千円 (6,600)	－千円 (－)	－千円 (－)	6名 (3)
監査役 (うち社外監査役)	10,200 (10,200)	10,200 (10,200)	－ (－)	－ (－)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	62,862 (16,800)	62,862 (16,800)	－ (－)	－ (－)	9 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 基本報酬（固定報酬）のみを支給しております。
3. 取締役の報酬限度額は、2017年2月28日開催の定時株主総会において年額300,000千円以内（同株主総会終結時の取締役の員数は4名）と決議しております（ただし、使用人分の給与は含まない）。
4. 取締役のストック・オプション限度額は、2020年2月28日開催の定時株主総会において年額150,000千円以内（同株主総会終結時の取締役の員数は5名）と決議しております（ただし、使用人分の給与は含まない）。
5. 監査役の報酬限度額は、2018年4月1日開催の臨時株主総会において年額60,000千円以内（同株主総会終結時の監査役の員数は3名）と決議しております。
6. 取締役の個人別の報酬等の額は、任意の報酬委員会の審議・答申に基づき取締役会において決議しております。取締役の報酬決定に関する手続きの客観性・透明性を高めることにより、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図るため、取締役会の諮問機関として任意の報酬委員会を設置しており、取締役会の決議により選任された委員4名で構成され、その過半数を独立社外役員としております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬の内容を確認した結果、当社方針に沿うものであると判断したものであります。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役 久保恵一氏は、株式会社Success Holdersの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役 山野修氏は、サイバーリーズン合同会社の代表執行役員社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役 古川徳厚氏は、グロースパートナーズ株式会社の代表取締役、日本パワーファスニング株式会社の社外取締役、株式会社プロレド・パートナーズの社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役 大泉浩志氏は、株式会社バリュレイトの社外監査役であります。兼職先は当社の連結子会社であります。
 - ・監査役 島田容男氏は、コンピタント税理士法人の代表社員、株式会社ヒューマンクリエイションホールディングスの社外取締役及び東京インフラ・エネルギー投資法人の監督役員であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役 伊賀志乃氏は、ホワイト&ケース法律事務所の弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 久保 恵一	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回に出席いたしました。公認会計士、また、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行うなど、取締役会における意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 山野 修	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回に出席いたしました。セキュリティ業界での会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、組織運営や事業戦略について適宜発言を行うなど、取締役会における意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 古川 徳厚	2023年2月28日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回に出席いたしました。大手コンサルティング会社での投資実績や会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、M&A戦略や新規事業開発等について適宜発言を行うなど、取締役会における意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
常勤監査役 大泉 浩志	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、複数企業の監査役を歴任して培った監査業務等に関する豊富な経験と知識に基づき、経営全般について適宜発言を行っております。
監査役 島田 容男	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に公認会計士としての財務及び会計に関する知見や複数の企業において培った社外監査役等としての豊富な経験から、客観的かつ公正な立場より適宜発言を行っております。
監査役 伊賀 志乃	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に弁護士としての法律に関する高い見識と経験から、コーポレート・ガバナンス及びリスクマネジメントに関する体制構築等について、客観的かつ公正な立場より適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 仰星監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査状況を踏まえた上、報酬額は、会計監査人の監査の独立性を確保して、当社の規模、リスクの状況等に応じた会計監査体制、監査時間等での監査品質を維持した会計監査計画を遂行しうるものであると判断し、監査報酬等に同意しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - i 取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守し、適正かつ健全な企業活動を行う。
 - ii 取締役会は、「取締役会規則」及び「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
 - iii 取締役及び使用人が法令、定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように「リスクマネジメント及びコンプライアンス規程」を定め、その徹底を図るために、当社に「リスクマネジメント及びコンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議するとともに、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓蒙教育を実施する。
 - iv コンプライアンス上、疑義のある行為については、社内の通報窓口あるいは社外の弁護士を通じて、取締役及び使用人が通報できる内部通報制度を制定する。内部通報制度を利用して通報が行われた場合、通報内容は通報窓口から「リスクマネジメント及びコンプライアンス委員会」に報告する。
 - v 内部監査室は、事業活動全般にわたり、「内部監査規程」に基づく業務監査を実施することにより、法令・定款・企業倫理及び社内規程等の遵守を確保する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切、確実に、かつ検索及び閲覧可能な状態で定められた期間、保存管理する。取締役から閲覧の要請があった場合は速やかに閲覧に供する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社の組織横断的なリスクについては、「リスクマネジメント及びコンプライアンス規程」を定め、同規程に基づくリスク管理体制を構築する。情報セキュリティに関しては、「情報セキュリティ管理規程」に基づき、情報セキュリティ管理体制を構築し、情報の保存及び管理に関する体制の整備を図るとともに、取締役・使用人の情報管理マインド向上のために、情報セキュリティ教育を実施する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- i 中期経営計画を定め、達成すべき目標を明確化し、各部門においては、その目標達成に向けた具体策を立案し実行する。当社は、取締役会を経営の基本方針や経営上の重要な事項について決定する機関として位置付けるとともに、取締役の職務の執行状況を監督する機関として位置付け、月1回の定例取締役会と、必要に応じて臨時取締役会を随時開催できる体制を整え、意思決定の迅速化と業務執行の厳正な監督を行う。
 - ii 各部門においては、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。
- ⑤ 当社及び子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 関係会社管理規程を制定し、当社及び子会社は、各社の事業戦略を共有し、グループ一丸となった経営を行う。
- i 子会社の取締役、使用人等の職務の執行に係る事項の親会社に対する報告に関する体制
関係会社管理規程に基づき、当社に対して適時適切な報告を求めるとともに、必要に応じて承認及び助言を行う。
 - ii 子会社の損失の危険の管理に関する体制
子会社におけるリスク管理状況について、当社に対して報告を求めるとともに、損失の未然防止や、損失が発生した際の被害等を最小限にとどめる体制を整える。
 - iii 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
適切なグループ経営体制の構築のため、関係会社管理規程に基づき主管部門を定め、必要に応じ子会社に対し、役職員の派遣を行う。
 - iv 子会社の取締役、使用人等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
子会社における法令遵守及び内部統制の整備・運用状況について、報告を求めるとともに、体制整備のために必要な支援及び助言を行う。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人(補助使用人)を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役は、業務の必要性により補助使用人を取締役に求めることができる。また、当該補助使用人はその期間中においては取締役の指揮命令は受けず、当該補助使用人に関する異動及び評価については監査役の同意を得るものとする。
- ⑦ 監査役への報告に関する体制
- イ. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- i 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。
 - ii 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
 - iii 監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底する。
- ロ. 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- i 監査役が子会社の取締役等から定期的な当社取締役会への活動報告を聴取する他、必要に応じて説明を求めることができる体制を整備する。
 - ii 監査役が当社の子会社統括責任者等から必要に応じて、子会社業務に関わる契約書その他重要な文書を閲覧し、説明を求めることができる体制を整備する。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- i 監査役は、内部監査室と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会う。
 - ii 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、会計監査人に意見を求めるなど必要な連携を図る。
 - iii 監査役がその職務の執行について、費用の前払い又は償還、負担した債務の弁済を請求したときは、当該請求に係る費用等が監査役の職務の執行に必要でないことと証明された場合を除き、速やかに費用又は債務を処理する。

- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - i 信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の体制を構築する。
 - ii その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行う。

- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
 - i 「反社会的勢力に対する基本方針」及び「反社会的勢力対応規程」を制定し、管理部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。
 - ii 取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
 - iii 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① リスク管理体制

当社は役員及び従業員に対して、コンプライアンスや情報セキュリティに関する意識の向上を図るため、入社時に加えて定期的な全従業員向けの研修を実施しております。また、リスク管理の観点から、コンプライアンス違反行為等を把握するため、内部通報制度を設けております。加えて、定期的にはリスクマネジメント及びコンプライアンス委員会を開催し、全社でリスク管理体制の推進を図っております。

② 監査体制

常勤監査役は、取締役会への出席のほか、その他社内会議への出席や各取締役に対する面談等を通じて、取締役による業務の執行を監査しております。また、内部監査室では、社内規程の遵守状況を監査項目に加え、会社の業務が適切に行われていることを確認しており、実施方法や内容について常勤監査役と内部監査室が意見交換を行い、その結果を取締役に報告しております。

③ 反社会的勢力排除に関する体制

当社は、取引先との契約において、反社会的勢力排除条項を設けており、また、定期的取引先に対する反社会的勢力チェックを実施しております。

役員及び従業員に対しては、主要な社内会議等の機会を捉え、繰り返し「反社会的勢力に対する基本方針」の周知徹底を図り、その他、外部組織と連携するため地域や職域の反社会的勢力の排除活動に参加し、情報の収集に努めております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けております。企業の成長と経営基盤の強化を図るため、内部留保を確保しつつ、株主に対する継続的な配当を基本方針としております。

当社は、剰余金の配当等の会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。また、剰余金の配当の基準日として期末配当の基準日(11月30日)及び中間配当の基準日(5月31日)の年2回のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めており、配当の決定機関は取締役会であります。

しかしながら、当社は成長過程にあり、株主への長期的な利益還元のためには、財務体質の強化と事業拡大のための投資等が当面の優先事項と捉え、これまで配当を実施しておりません。

内部留保資金につきましては、今後の事業展開並びに経営基盤の強化に役立て、将来における株主の利益確保のために備えてまいります。

今後につきましては、各事業年度の経営成績及び財政状態を勘案しながら、株主への利益還元を検討していく予定ですが、現時点において配当実施の可能性及びその時期については未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本的な方針としております。

連結貸借対照表

(2023年11月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,068,715	流 動 負 債	702,668
現金及び預金	611,459	買掛金	84,708
売掛金及び契約資産	339,090	短期借入金	100,000
仕掛品	1,737	1年内償還予定の社債	20,000
前渡金	59,410	1年内返済予定の長期借入金	154,476
前払費用	51,295	未払費用	187,172
その他	5,721	未払法人税等	4,697
固 定 資 産	363,756	未払消費税等	24,507
有 形 固 定 資 産	66,009	契約負債	116,895
建物	61,492	預り金	9,461
工具、器具及び備品	4,517	賞与引当金	748
無 形 固 定 資 産	259,351	固 定 負 債	513,643
ソフトウェア	13,331	社債	70,000
のれん	246,020	長期借入金	321,899
投資その他の資産	38,395	繰延税金負債	4,158
長期前払費用	990	資産除去債務	17,586
差入保証金	37,155	長期未払金	100,000
その他	250	負 債 合 計	1,216,311
繰 延 資 産	1,957	(純 資 産 の 部)	
社債発行費	1,957	株 主 資 本	172,905
資 産 合 計	1,434,430	資 本 金	303,530
		資 本 剰 余 金	267,999
		利 益 剰 余 金	△298,910
		自 己 株 式	△99,713
		非 支 配 株 主 持 分	45,213
		純 資 産 合 計	218,118
		負 債 純 資 産 合 計	1,434,430

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年12月1日から
2023年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	2,783,909
売上原価	1,991,967
売上総利益	791,942
販売費及び一般管理費	937,479
営業損失	145,537
営業外収益	
受取利息	7
受取賃貸料	1,522
受取手数料	415
その他	156
合計	2,101
営業外費用	
支払利息	7,177
為替差損	21,685
その他	986
合計	29,849
経常損失	173,284
特別利益	
新株予約権戻入益	317
税金等調整前当期純損失	172,967
法人税、住民税及び事業税	10,347
法人税等調整額	88,613
当期純損失	271,927
非支配株主に帰属する当期純利益	8,229
親会社株主に帰属する当期純損失	280,157

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年12月1日から
2023年11月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					新株予約権	非支配株主 持 分	純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計			
当 期 首 残 高	299,200	263,669	△18,753	△99,713	444,403	317	36,983	481,703
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	4,330	4,330			8,660			8,660
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△280,157		△280,157			△280,157
株主資本以外の 項目の当連結会計 年度変動額(純額)						△317	8,229	7,912
当期変動額合計	4,330	4,330	△280,157	-	△271,497	△317	8,229	△263,585
当 期 末 残 高	303,530	267,999	△298,910	△99,713	172,905	-	45,213	218,118

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年11月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	843,476	流動負債	647,480
現金及び預金	431,067	買掛金	59,955
売掛金及び契約資産	296,332	短期借入金	100,000
仕掛品	1,737	1年内償還予定の社債	20,000
前渡金	59,410	1年内返済予定の長期借入金	140,844
前払費用	51,129	未払費用	174,014
その他	3,798	未払法人税等	4,662
固定資産	443,902	未払消費税等	21,905
有形固定資産	65,648	契約負債	116,895
建物	61,492	預り金	8,454
工具、器具及び備品	4,156	賞与引当金	748
無形固定資産	252,877	固定負債	487,047
ソフトウェア	6,857	社債	70,000
のれん	246,020	長期借入金	295,303
投資その他の資産	125,375	繰延税金負債	4,158
長期前払費用	990	資産除去債務	17,586
差入保証金	36,735	長期未払金	100,000
関係会社株式	87,400	負債合計	1,134,528
その他	250	(純資産の部)	
繰延資産	1,957	株主資本	154,808
社債発行費	1,957	資本金	303,530
資産合計	1,289,336	資本剰余金	267,999
		資本準備金	253,530
		その他資本剰余金	14,469
		利益剰余金	△317,007
		その他利益剰余金	△317,007
		繰越利益剰余金	△317,007
		自己株式	△99,713
		純資産合計	154,808
		負債純資産合計	1,289,336

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年12月1日から
2023年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	2,441,953
売上原価	1,754,868
売上総利益	687,084
販売費及び一般管理費	872,543
営業損失	185,458
営業外収益	
受取利息	5
受取貸料	1,522
受取手数料	409
経営管理料	1,200
受取出向料	1,213
その他	155
	4,506
営業外費用	
支払利息	6,661
為替差損	21,685
その他	931
	29,277
経常損失	210,229
特別利益	
新株予約権戻入益	317
	317
税引前当期純損失	209,912
法人税、住民税及び事業税	835
法人税等調整額	88,613
	89,448
当期純損失	299,361

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年12月1日から
2023年11月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 計 繰 越 利 益 金	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	299,200	249,200	14,469	263,669	△17,646	△17,646
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	4,330	4,330		4,330		
当 期 純 損 失					△299,361	△299,361
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	4,330	4,330	-	4,330	△299,361	△299,361
当 期 末 残 高	303,530	253,530	14,469	267,999	△317,007	△317,007

	株 主 資 本		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
当 期 首 残 高	△99,713	445,509	317	445,826
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行		8,660		8,660
当 期 純 損 失		△299,361		△299,361
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）			△317	△317
当 期 変 動 額 合 計	-	△290,701	△317	△291,018
当 期 末 残 高	△99,713	154,808	-	154,808

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年1月23日

株式会社GRCS
取締役会 御中

仰星監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 神山 俊一
業務執行社員
指定社員 公認会計士 原 伸夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社GRCSの2022年12月1日から2023年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社GRCS及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年1月23日

株式会社GRCS
取締役会 御中

仰星監査法人

東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	神山俊一
指定社員 業務執行社員	公認会計士	原伸夫

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社GRCSの2022年12月1日から2023年11月30日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年12月1日から2023年11月30日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年1月25日

株式会社GRC S 監査役会
常勤監査役 大 泉 浩 志 ㊞
(社外監査役)
社外監査役 島 田 容 男 ㊞
社外監査役 伊 賀 志 乃 ㊞
(弁護士職務上の氏名 朝山 志乃)

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	ささき よしかず 佐々木 慈和 (1976年9月5日)	2002年1月 日本ヒューレット・パッカード株式会社 (現 日本ヒューレット・パッカード合同会社) 入社	520,100株
		2005年3月 Frontier X Frontier株式会社(現 当社) 設立 代表取締役社長(現任)	
		2022年6月 フィナンシャルテクノロジー部長	
【取締役候補者とした理由】 佐々木慈和氏は、当社の創業者であり、代表取締役社長として経営の指揮を執り、当社の成長に貢献してまいりました。経営における豊富な経験と実績を有しており、持続的な成長と企業価値の向上を実現するため、職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			
2	つかもと たくや 塚本 拓也 (1978年4月5日)	2002年4月 NECソフト株式会社 (現 NECソリューションイノベータ株式会社) 入社	83,000株
		2013年12月 当社取締役(現任)	
		2019年12月 グローバルテクノロジー部長	
		2022年7月 株式会社バリュレイト取締役(現任)	
【取締役候補者とした理由】 塚本拓也氏は、営業推進のため当社に入社以来、取締役としてサービス開発や海外製品導入等、事業戦略において重要な役割を果たしてまいりました。当社の成長戦略において、豊富な経験と知識を活かし、職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
3	た な か い く え 田中 郁恵 (1970年11月25日)	1993年4月 株式会社日本エル・シー・エー（現株式会社インタープライズ・コンサルティング）入社 1997年6月 有限会社アガスタ（現株式会社アガスタ）設立 1998年12月 同社取締役 2014年5月 当社取締役 2019年12月 当社取締役管理部長（現任） 2022年7月 株式会社バリュレイト取締役（現任）	40,000株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>田中郁恵氏は、管理体制の強化のため当社に入社以来、取締役として財務経理や法務関連の管理部門を統括してまいりました。コーポレート・ガバナンスや企業リスクの管理強化に関し、豊富な経験と知識を活かし、職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			
4	く ぼ けいいち 久保 恵一 (1953年11月13日)	1976年3月 等松・青木監査法人 （現 有限責任監査法人トーマツ）入所 2009年4月 デロイト トーマツリスクサービス株式会社 代表取締役社長 2015年1月 公認会計士久保恵一事務所開設（現任） 2018年3月 当社社外取締役（現任） 2019年3月 東亜石油株式会社 社外取締役 2020年6月 株式会社ぱど（現 株式会社Success Holders） 社外取締役（現任）	1,000株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>久保恵一氏は、公認会計士、また、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行うなど、取締役会における意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待しており、職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
5	やま の おさむ 山野 修 (1959年6月13日)	1984年6月 AT&Tベル研究所主任研究員 1985年11月 横河ヒューレット・パッカード株式会社 (現 日本ヒューレット・パッカード合同会社) 入社 1999年9月 R S Aセキュリティ株式会社代表取締役社長 2010年7月 EMCジャパン株式会社代表取締役副社長 EMC Corporation副社長 2011年1月 EMCジャパン株式会社代表取締役社長 2016年5月 マカフィー株式会社代表取締役社長 Intel Corporation副社長 McAfee, LLC.副社長 2019年3月 アカマイ・テクノロジーズ合同会社 職務執行者社長 Akamai Technologies Inc.副社長 2022年2月 当社社外取締役(現任) 2022年6月 サイバーリーズン合同会社 代表執行役員社長(現任)	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>山野修氏は、セキュリティ業界での会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、組織運営や事業戦略について適宜発言を行うなど、取締役会における意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待しており、職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 佐々木慈和氏の所有株式数は、資産管理会社である合同会社Trojansが所有する株式数を含んだ実質所有株式数を記載しております。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 3. 久保恵一氏及び山野修氏は、社外取締役候補者であります。
 4. 久保恵一氏及び山野修氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての累計在任期間は、それぞれ本総会終結の時をもって、久保恵一氏は6年、山野修氏は2年となります。
 5. 当社は、久保恵一氏及び山野修氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、各氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。
 6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約によって填補することとしております（但し、被保険者が違法に利益又は便宜を得た場合や法令又は規則に違反することを認識しながら行った行為の場合を除く。）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
 7. 当社は、久保恵一氏及び山野修氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりません。各氏が再任された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。

第2号議案 当社取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び内容決定の件

当社は、2020年2月28日開催の第15期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対してストック・オプションとして付与される新株予約権に関する報酬等の額として、年額150,000千円を上限とすることにつきご承認をいただいております。

今般、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、あわせて当社の社外取締役の会社の持続的な成長の促進及び中長期的な企業価値の向上に対する意欲や士気を喚起することにより当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的として、当社社外取締役に対しても、年額50,000千円を上限として、ストック・オプションとして新株予約権を付与することについてご承認をお願いするものであります。

また、2021年3月1日施行の「会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）」により、取締役に対する報酬としての新株予約権の付与について株主総会における決議事項が明確化されたことから、社外取締役を含む取締役に対してストック・オプションとして付与される新株予約権に関する報酬等の内容を下記のとおりとすることについて、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案は、取締役の会社の持続的な成長の促進及び中長期的な企業価値の向上に対する意欲や士気を喚起することにより当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的として、当社取締役に対してストック・オプションとして付与する新株予約権に関する報酬等の額及び内容を定めるものであり、その目的に鑑みて、その金額及び内容は相当であると考えております。

記

(1) 新株予約権の数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の数の上限は1,000個（うち社外取締役250個）とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限は100,000株（うち社外取締役25,000株）とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株とする。また、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(3) 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、その価額が新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行うことにより、行使価額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から起算して2年を経過した日から10年を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社の取締役の任期満了による退任、当社の従業員の定年による退職、その他当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は新株予約権を行使できないものとする。
- ③ 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとする。
- ④ その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議及び新株予約権者と締結する新株予約権割当契約書により決定する。

(8) 新株予約権の取得に関する事項

新株予約権者が下記の事由に該当した場合、当社の取締役会の決議により別途定める日において、当社は当該新株予約権を無償で取得する。

- ① 死亡以外の理由により当社または当社の子会社の取締役または従業員のいずれでもなくなったとき。ただし、当社の取締役の任期満了による退任、当社の従業員の定年による退職、その他当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- ② 死亡したとき。ただし、当社の取締役会が正当な理由があると特に認める場合には、当社の取締役会が特に認める範囲において、この限りでない。
- ③ 禁固以上の刑に処せられたとき。
- ④ 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、または公租公課の滞納処分を受けたとき。

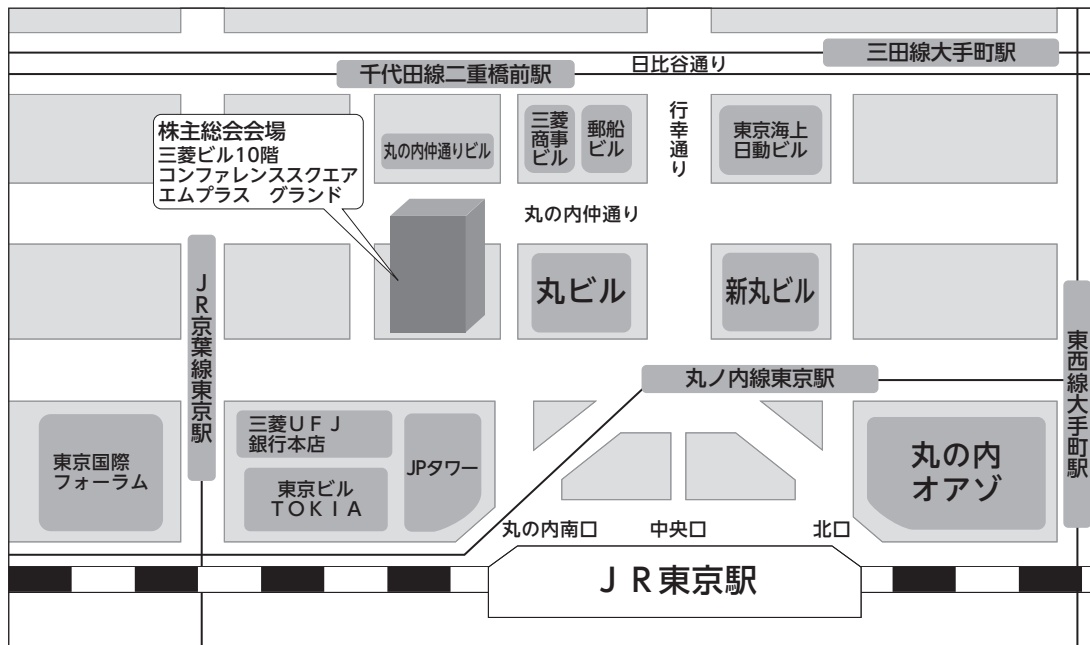
- ⑤ 支払停止若しくは支払能となり、または振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなったとき。
 - ⑥ 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあったとき。
 - ⑦ 法令、当社が新株予約権者と締結する新株予約権割当契約書の規定または当社の社内規程に違反した場合において、当社が新株予約権者に新株予約権を行使させることが相当でないと認めたととき。
 - ⑧ 当社または当社の子会社と競業関係にある会社の役職員に就任したとき（当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く。）。
 - ⑨ 不正行為若しくは職務上の義務違反または懈怠があったこと等により、新株予約権を行使させることが相当でない事由が生じたとき。
 - ⑩ 当社所定の書面により新株予約権の放棄する旨を申し出たとき。
- (9) その他の新株予約権の募集事項
その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 三菱ビル 10階
コンファレンススクエア エムプラス グランド
電話 03-3282-7777

(会場付近略図)



交通 アクセスの ご案内

- JR
「東京駅」(丸の内南口) 徒歩約3分
京葉線「東京駅」10番出口より直結
- 地下鉄
東京メトロ千代田線「二重橋前駅」4番出口 徒歩約2分
東京メトロ丸の内線「東京駅」地下道経由 徒歩約3分
都営三田線「大手町駅」D1出口 徒歩約4分
東京メトロ東西線「大手町駅」B1出口 徒歩約6分

※お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。